

令和6年度 第1回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会議事録

令和6年9月30日（月）午前10時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、桑原委員

労働者代表

井上委員、新関委員

使用者代表

片倉委員、鈴木委員、千田委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和6年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

委員の方々の出席状況を報告いたします。

事前に長澤委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 2名

使用者代表委員 3名

以上8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。

専門部会委員は、資料1のとおりでございます。9月6日付で発令をさせていただきました。

最初に、各委員と事務局職員を、賃金室長から御紹介させていただきます。

賃金室長

賃金室長の堀内です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の名簿により、各委員の方々を、御紹介いたします。

はじめに、公益を代表する委員の方々ですが、
小幡委員でございます。

…。

熊谷委員でございます。

…。

桑原委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員の方々ですが、
井上委員でございます。

…。

新関委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員の方々ですが、
片倉委員でございます。

…。

鈴木委員でございます。

…。

千田委員でございます。

…。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。
川越労働基準部長です。

…。

内海賃金室長補佐です。

…。

伊藤賃金指導官です。

…。

長谷川安全専門官です。

…。

伊藤賃金調査員です。

…。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 議事に入ります前に、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

基準部長 宮城労働局労働基準部長の川越でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、専門部会に御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、この度、専門部会の委員に御就任いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正につきましては、7月18日付けで自動車総連宮城地方協議会議長杉山様から、改正の申出がございました。これを受けまして、宮城労働局長から改正の必要性の有無について、7月29日の第2回の宮城地方最低賃金審議会（本審）に諮問させていただきまして、その後、8月21日に開催された第4回の宮城地方最低賃金審議会（本審）において、宮城県自動車小売業最低賃金について改正することを必要と認めるとの答申を頂きました。この答申を受けまして、同日付けで最低賃金の改正につきまして諮問させていただき、本専門部会で審議いただくことになった次第です。

本日は、その第1回目の専門部会でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、御面倒をおかけいたしますことになりませんが、慎重かつ十分な御審議をお願いしたいと存じます。特定最低賃金の改正につきましては、皆様御存じのとおり、関係産業の労使の合意を基本理念としております。是非とも全会一致での御結論を切にお願い申し上げます。また、可能であれば、早期結審についても御配慮いただけますようよろしくお願いいたします。

補佐 次に、議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

賃金室長 それでは、公益委員の皆様で協議していただきました結果について御報告いたします。部会長に熊谷委員、部会長代理に小幡委員ということで、御承認をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

賃金室長 御承認いただきましたので、部会長に熊谷委員、部会長代理に小幡委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、部会長から、ごあいさつをお願いいたします。

熊谷部会長 ただいま、部会長に選出されました「熊谷」でございます。
特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブに基づき設定されるべきものとされております。本年の当専門部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行ってまいりたいと考えます。
また、自動車小売業を取り巻く環境を基に、真摯な議論をお願いしたいと思います。
部会長として、公正で公平な審議に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

補 佐 続きまして部会長代理から御挨拶をお願いいたします。

部会長代理 部会長代理に選出されました「小幡」でございます。
部会長を補佐しまして、円滑かつ適正な審議が行われるよう努めてまいりたいと存じます。
どうぞよろしくをお願いいたします。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

熊谷部会長 それでは議事を進行させていただきます。
議題（２）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明願います。

賃金室長 説明いたします。
資料２を御覧ください。
今年度も宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。昨年度の内容と同様ものですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうか、お諮りいたします。

熊谷部会長 専門部会運営規程（案）について各委員の皆様には何か御意見等がございますでしょうか。

各委員 (意見なし)

熊谷部会長 御意見等はないようですので、案のとおり運営規程を決定することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 次に、最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定による関係労使の意見の聴取につきましては、9月9日(月)締切りで公示を行いました。意見の提出はなかったことを報告します。

熊谷部会長 それでは、関係資料の説明について、事務局からお願いします。

指導官 資料番号 3 を御覧ください。

こちらは、7月29日に開催された第2回本審の資料と同じものがございます。第2回本審におきましては、特定最低賃金の必要性の有無につきまして労働局長から諮問していたところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めまして、特定最低賃金の制度につきまして簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最低賃金の新設、改正、廃止等の申出があった場合、その必要性があるかどうかにつきまして審議会で審議を行いまして、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改正金額の審議に入ることになっております。

本年3月8日に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされておりまして、資料番号3の「令和6年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」のとおり、去る7月18日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出があったところでございます。

自動車小売業につきましては、公正競争ケースによる申出となっております。

なお、特定最低賃金の決定等に係る申出の要件については、昭和61年の中央最低賃金審議会答申の運用方針に示されまして、そういう規定がされております。

公正競争ケースにおける要件ですけれども、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出という要件になっております。

以上、自動車小売業については、この改正申出の要件を満たしておりまして、去る7月29日の第2回本審において、宮城労働局長より、改正の必要性の有無につきまして審議会に諮問しているところです。また、これを受けまして、8月21日開催の第4回の本審におきまして、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会長より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、宮城労働局長より、特定最低賃金の改正について諮問を行いまして、本日の専門部会を開催するに至っております。

続きまして、資料4でございます。こちらは、宮城の特定最賃の業種別の、労働協約における賃金の最低額を記載したものでございます。

3枚目、宮城の自動車小売業につきましては、時間額で1,042円となっておりますので、金額改正する場合の特定最低賃金の上限は、この金額となります。

続きまして、資料5でございます。こちら資料3同様、第2回本審の資料と同じものでございます。

適用労働者数につきましては、常に変動するものではありませんけれども、例年、審議前年の12月1日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の令和3年の経済センサス活動調査におけます事業場数、それから労働者数から、最低賃金に関する基礎調査などにより把握できた最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場であるとか、廃止事業場、適用除外労働者数などを除く方法で数値を推計しております。

その結果、こちらにありますとおり、自動車小売業につきましては、適用事業場数が831、適用労働者数は、7,170人となっております。

資料5については、以上でございます。

続きまして、資料6でございますが、宮城県特定最低賃金の自動車小売業を対象とした令和6年の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

この調査につきましては、サンプル調査でございまして、事業所を一定の割合で抽出をしまして、提出のあったデータを復元するというデータ処理を行っております。

P4を御覧いただきたいと思えます。

こちらの左上でございまして、対象労働者数は、5,929人となりまして、昨年の5,845人と比べ僅かながら増加しております。

右側の未満率を見ますと1.7%で、令和5年と比べますと、昨年は2.8%ということで、1.1ポイント減少しております。

女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

P5からP7にかけては、自動車小売業をさらに細かく分類したものでございまして、P5が新車小売り、P6が中古車小売り、P7が自動車部分品、付属品小売業の総括表です。

未満率につきましては、いずれの業種におきましても、昨年度の結果よりも減少しております。

また、そのほかの各特性値の値は、表のとおりです。

次にP8の影響率表を御覧いただきたいと思えます。宮城県最低賃金の審議資料と同様に、加算額70円までの数値を記載しております。御覧のとおり、2から8%と、一桁台の数値となっております。

続きまして、P9からP12ですが、こちらは労働者の属性別の特性値のグラフとなっております。

第1・20分位数、それから第1・10分位数を見ますと、女性、パートの労働者のところで低くなっておりまして、最低賃金の近傍にあることが分かります。

P13は自動車小売業全体、それから先ほど申し上げました細かい分類ごとの特性値のグラフです。相対的に中古車と自動車部分品の小売業は、第1・20分位数と第1・10分位数が低い状況となっております。

続きまして、P14ですが、こちらは男女別の年齢別の特性値のグラフとなっております。

また、P15からP17にかけては、地域別と男女別の最低賃金額、それから各特性値の推移を記載しております。

最後にP18ですが、未満率の推移です。各地域ごとに記載をしておりますが、全地域での未満率は、令和元年以降おおむね1から3パーセント台で推移しております。

資料 6 については以上です。

続きまして資料 7 でございます。

こちら資料 6 と同じく、最低賃金に関する基礎調査結果でございますが、こちらは、「宮城県最低賃金」を対象とした報告書でございます。また、「宮城県最低賃金」の専門部会で提出をいたしました資料でございます。

こちらにつきましては、自動車小売業の最低賃金における調査結果との比較ができるようにという趣旨で、参考として添付したものでございますので、内容につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料 8 以降ですが、こちら第 4 回本審で提出をいたしました資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データにつきまして、最新データに更新しております。また、資料 1 2 の経済情勢に関する資料ですが、第 4 回本審から、追加した資料がございます。

内容につきましては、第 4 回本審でも、それぞれ説明をさせていただいておりますけれども、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃると思いますので、改めて自動車小売業を中心に説明いたします。

まず、資料 8、特定最低賃金改定状況についてです。

P 1 は、宮城県の最低賃金決定状況につきまして、平成 26 年から令和 5 年までの 10 年間分の推移をグラフで示したものです。宮城県最賃と特定最低賃金が折れ線グラフで示されておりまして、県最賃の引上げにいらいまして特定最低賃金も上昇していることが分かります。

P 2 は、三つの特定最賃と宮城県最賃の引上げ額の比較になります。

続きまして、P 7 と P 8 は、山形県を除く東北の 5 県で設定されています自動車小売業最低賃金の決定状況となります。

P 7 の折れ線が決定状況の推移、P 8 の棒グラフが引上げ額の推移となっています。

P 11 は、自動車小売業の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示すものです。

第 2 回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしました。それらを含め、26 年以降の推移をグラフ化したも

のとなっております。

資料8は以上となります。

続きまして資料9の「賃金関連統計」でございます。

自動車小売業のデータにつきましては、P8とP9になります。

自動車小売業につきましては、この業種としての賃金構造基本統計調査のデータがないため、職種のデータである「自動車営業職従事者」のデータを載せています。

P9は、宮城に加えまして、隣接する福島、山形、それから全国の「自動車営業職従事者」の所定内給与額の推移をグラフ化してございます。

ただ、いずれのデータにつきましても、調査のサンプル数が少ないため、年により数字のばらつきがある状態となっております。

続きまして、資料10「事業動向関連統計」に移ります。

P1からP2にかけては、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」などの推移です。こちらは、令和4年が最新のデータとなっております。

続きまして、P3からP5にかけてですが、宮城県の「自動車新規登録台数」の推移です。P3は軽自動車を除いたもの、P4は軽自動車のみ、P5はそれらの合計です。

3ページを御覧ください。

軽自動車を除く自動車の新車登録台数は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年以降5%を超える減少が続いておりましたが、令和5年は17%超の増加となっております。しかし、本年1月から6月期の対前年同期比では約15%のマイナスとなっております。

中古車のほうは令和2年以降、1から4%のマイナスとなっておりますが、本年1月から6月での対前年同期比では約3%のプラスとなっております。

続きましてP4でございます。軽自動車のデータになります。

新規登録台数ですが、新車につきましては、令和4年以降は増加傾向で推移していますが、直近の本年1月から6月での対前年同期比では約20%のマイナスとなっております。中古車については、増減を繰り返している状況です。

資料の10につきましては以上でございます。

続きまして、資料11「雇用情勢関連統計」になります。

P1は、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位で見ますと、コロナの影響もありまして、令和2年の求人倍率は落ち込みがみられますが、その後ゆるやかに上昇傾向にあります。しかしながら、令和元年までの倍率には戻っておりません。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっています。

P3からは、直近のデータということで、宮城労働局が発表しております「一般職業紹介状況」の令和6年7月分の集計結果を載せております。

最後に、資料12「経済情勢」になります。

P1は消費者物価指数の推移となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和2年を100として数字を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、直近の本年7月まで全体として右肩上がりで上昇しています。

P2以降は、直近の宮城県内の経済統計ということで、東北財務局、宮城県、日銀仙台支店、77リサーチ&コンサルティングが発表しております、7つの経済情勢に関する資料を付けております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料説明は、以上でございます。

熊谷部会長

ありがとうございました。

資料あるいは、ただいまの説明について、質問等がありますでしょうか。

各委員

(質問等なし)

熊谷部会長

よろしいでしょうか。それでは、議題(3)宮城県自動車小売業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。

最初に労働者側からお伺いします。今の段階での具体的金額及びその根拠、審議に当たっての基本的なお考えなどについて、説明をお願いします。

井上委員

今回の自動車小売業の最低賃金専門部会に当たりまして、基本的主張を述べさせていただきたいと思います。

今年のいわゆる春闘ですけれども、皆様御承知のとおり、全体の環境として、経済の好循環に向けて、実質賃金を引き上げていく必要性について、政労使が一致した認識を持ち合わせ、賃上げ機運が高まる中での取り組みとなりました。そういった中で、特に自動車総連としまして、自動車産業は我が国の基幹産業であり、春闘の結果が日本経済に与える影響は、非常に大きいということから、自動車総連に集う全ての組合が日本経済の牽引に向けて取り組みを進めていくとの認識の下、取り組みを進めてまいりました。

状況を見ますと半導体の不足からですね、新車の納期の長期化が続いておりましたが、そこからやっと回復してきたところに、各メーカーによる認証不正問題が発生しまして、また若干滞っておりましたが、ここに来てそういった納期の全て回復基調にあるということで認識をいたしております。そのような中ですが、今年の自動車総連の宮城県内の販売部門の賃上げの妥結状況でございますが、去年は平均 8,345 円ということでしたが、今年に関しましては、販売部門 16 社の平均総額で、11,269 円という形になっております。この中身に関しましては、いわゆるベアと定昇が組になっておりますので御承知いただければと思います。ちなみに自動車総連の全国の販売部門の賃上げ平均は、11,116 円となっております、現在の販売部門の平均値とほぼ同じ状況であるということも付け加えさせていただきたいと思っております。

昨今、特に自動車整備士の不足が顕著になりまして、人で成り立っている自動車販売業界として、様々な弊害が出てきております。特にこの自動車整備士の不足について言いますと、成り手がいない最も大きい理由は、仕事の内容に対して賃金が見合わないということでございます。

現在の新しい車は、自動化や電動化といった最新の機能が搭載されておりまして、それに見合った整備の知識や技術が求められております。整備にかかわらず販売業界全体がこれまでにない装備に対する知識、それから技術の習得が求められており、当然ながらそれに見合った対価、賃金が必要だと認識しております。

低賃金で、仕事と業務の内容が見合わないといったことを理由に成り手がいなくなるということが続いていけば、業界全体としてのモラルの低下を招き、ひいては安全で安心な日本の交通インフラが保てないということになると考えております。必要なこと

は、選ばれる業界かということであり、スタートの段階で賃金が変わらなければ、わざわざ高い知識と技術、そしてモラルが求められる業界に入る人がいるのかということを確認しなければならないと考えております。

また、労使ともにそういった認識があるからこそ、この特定最低賃金の取り組みがスタートしたものと考えております。

販売は、人で成り立っている業界であり、将来を担う優秀な人材を確保していくために、産業、企業の魅力を高めていく必要があると考えております。そして業界の更なる発展、維持をしていくためにも、本特定最低賃の上積みが必要であると考えております。

以上、基本的な主張とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

熊谷部会長 それでは次に使用者側からお伺いしたいと思っております。今の段階での具体的な金額及びその根拠、審議に当たっての基本的なお考えなどについて、御説明をお願いします。

鈴木委員 それでは、使用者側の基本的な考え方を説明させていただきます。今年度の地域別最低賃金は、政府の方針、物価上昇による生計費の影響からですね、全国的に大幅な引上げとなりました。

宮城県における地域別最低賃金も、一昨年の30円、昨年の40円に続き、今年度は50円と大幅な引上げがされております。

中小企業や小規模事業者にとって、既に支払い能力を超えているのではないかと気にしております

また、自動車小売業では、ガソリン高、新車価格の上昇、自動車メーカーによる型式指定申請の不正行為による生産の停止、また、いまだ完全復活となっていない半導体の供給不足などの不安要素が多く、慎重に考えなければなりません。

まず、宮城県内の新車登録台数は、平成2、3年頃のおおむね14万5千台をピークに減少が続いております。2014年4月の消費税率8%に引上げのときには、1年余りに及ぶ低迷を経験しました。ようやく回復の兆しが見えはじめた2019年10月の消費税率10%の引上げでは、回復傾向にあった台数に水を差された形になりました。さらには新型コロナウイルスの感染拡大以降は、9万台を下回る状況が続いており、いまだコロナ前の水準には回復していません。

また、先ほど触れましたけれども、自動車メーカーによる不祥事も相次ぎ、自動車メーカーに対する不信が広がるとともに、我々

自動車小売業に対しても、厳しい目が注がれております。

自動車業界が長年に渡り築いてきた信頼を崩すことになり、信頼回復までには、相当の時間を要するものと思われます。さらには人口減少や若年層の車離れの傾向と相まって、新車の販売台数は、回復の兆しが見えません。一方、中古車の販売においても同様に販売の低迷が続いております。新車の販売台数が低迷すれば、その下取り車を中古車として流通させている中古車業界では、深刻なタマ不足が生じております。中古車のタマ不足は、オークション等での取引価格の高騰を招き、適正な価格での仕入れが困難になっております。さらには円安の影響から、中古車を海外に輸出する外国人バイヤーの動きも活発で、タマ不足に拍車をかけております。加えて中古車の販売業者には中小企業が多く、タマ不足の影響は計り知れません。

次に自動車小売業において、新車販売の収益悪化の原因は、独特の商い慣習があります。消費者が、数万円から数十万円の値引きを求めること、それを業界が文字どおり応じていることにあります。従来から自動車を購入する際に値引きは当然と考える風潮があります。加えて、そのような値引きの情報は、インターネットや雑誌等に溢れており、それも値引きに拍車をかけております。かつては、メーカーからの販売奨励金等があり、それを値引きの原資にするということもありましたが、現在は縮小傾向にあり、販売店の収益を圧迫しているのが現状です。そもそも値引きの行為は、販売会社の身を削る行為であり、止めるべきではございませんけれども、消費者が値引きを交渉のカードとする場合も多く、やむを得ず応じている実態があります。

一方で新車の価格は、新技術の投入による開発費の増加、また原材料の高騰等により値上げしております。メーカーは販売競争力の維持から、小売価格への転嫁を極力避ける傾向にあり、メーカーからの販売会社の販売価格を押し上げております。小売価格も仕入れ価格もメーカーが決めており、その結果、販売会社の利益幅が大幅に減少しており、販売店としてはより厳しい状況に立たされております。

次に、自動車販売会社においても人手不足は例外ではありません。特に自動車整備士の不足は深刻な状況にあります。採用活動を強化しても人手不足解消までにほど遠く、生産性向上に必要な設備投資を凍結し、その原資を賃上げに充てている企業も少なくありません。最低賃金の大幅な上昇が続けば、このような状況をさらに悪化させるおそれがあります。設備投資等にもバランスよ

く資金を回し、生産性向上をはからねば、継続的な賃上げにもつながるものと考えます。

そもそも最低賃金については、未満率が守られているかの問題があります。先ほどの御説明でも昨年よりも随分改善の傾向はみられますけれども、設定しているからには実態が伴う必要があります。さらには、最低賃金の対象となる範囲、金額が適正なのかを考える必要があります。制度が始まった平成元年当時から多くの業種を抱えている中で、一律に小売業とするのは問題があるので毎年提案しております。自動車小売業を取り巻く環境は、日々大きく変化している中で、新車ディーラー、自動車整備業、中古車販売店、カー用品店等、様々な別業種が混在しており、別業種と言っても過言ではなく、これに対し一律とする考え方には合理性が感じられません。

また、労働に対する考え方や雇用形態も多様化しております。制度が始まった平成元年当時から見ると、趣味やプライベートに重点を置く労働者も増加しています。一方で配偶者の扶養の範囲内で働きたいと考える労働者もいることも事実です。むやみな賃上げは労使間における労働時間等のミスマッチを招きかねず、自動車小売業界での労働の機会を失うおそれが想定されます。

御承知のように最低賃金は、労働者の最低限の賃金を保障するセーフティネットであり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的にするものではないと考えております。企業の経営状況に関わらず、一律に適用される最低賃金は、それを下回った場合に罰則の対象となるなど、通常の賃上げとは異なる性格を持っております。収益が拡大した企業は、賃上げに取り組むべきことは言うまでもございませんが、経営状況がかんばしくない企業もあるのも事実です。経営状況に格差がある中、一昨年、昨年のような大幅な上昇が続けば、経営状況がかんばしくない企業にも、一律に適用され、企業にとって非常に厳しい判断を迫られることになり、雇用の削減につながりかねません。最悪の場合、その企業は廃業等を余儀なくされる可能性があり、それは同時にサプライチェーンを支える優良企業を失うこととなります。このため影響を受けやすい中小企業が置かれている経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠で、引上げ幅については慎重に判断すべきと考えます。

使用者側としては継続的な賃上げの必要性を否定するものではございませんが、不安定要素を多く抱える当業界は、節度ある賃上げが必要であると考えます。一社でも多くの企業が従業員とともに現在の厳しい状況を乗り越え、その先の成長と分配の好循環

を生みだしていくためにも、今は労使協力して、事業の継続と雇用の維持を優先すべきと考えます。

従って今年度の最低賃金の引上げは、最低限に留めるべきと考えております。最後に労働者側の御意見を拝聴し、真摯に対応する所存ですが、自動車小売業界が置かれている状況を勘案いただいた審議を期待するものでございます。

以上でございます。

熊谷部会長 ただいまの段階で、労使の皆様の基本的なお考えについては、大変よく分かったのかなと思います。
それでは、労働者側からの金額の御提示を頂きたいと思います。お願いします。

井上委員 それでは、1回目の金額の提示をさせていただきたいと思えます。まず今年の全国の地域別最低賃金の加重平均が、1,055円となっております。仮に宮城の我々自動車小売業の特定最低賃金をせめてこの平均の1,055円までと考えると、69円の上積みが必要になります。ただ、労働協約ベースの最賃が1,042円ということになっておりますので、我々とすると加重平均までもっていきたい、13円足りない状態になりますが、1,042円の56円引上げの改正を申し入れたいと思います。よろしくお願いします。

熊谷部会長 協約上の上限額に達する金額ということで、56円の引上げという提示であります。
続きまして、使用者側の皆様からの金額の御提示をお願いしたいと思います。

鈴木委員 私ども協議した結果、据え置きという形にさせていただきたいと思えます。

熊谷部会長 使用者側の皆様のほうから据え置きということで御提示を頂きました。
ただいま御発言ありましたとおり、両者の隔たりがございますので、ここで一旦専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思っております。

よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 それでは再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額ないし考え方等について、休会前にお話をお伺いしたところでございます。それに関しまして、休会前の労使の皆様からお話があった点を踏まえまして、またそれに対する御見解ですとか、具体的な金額の提示などがございましたら、お話をお伺いしたいと思います。

先ほどは労働者側から御見解を頂きましたので、今回は使用者側から見解のほうをお伺いできればと思います。

よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは、よろしく申し上げます。

鈴木委員 それでは金額の提示なんですけれども、私どもでは20円の引上げということでお願いしたいと思います。

理由としましては、歩み寄りということでお願いしたいと思いません。以上です。

熊谷部会長 ただいま、使用者側のほうから金額の具体的な御提示がございました。20円の引上げということでございます。

労働者側のほうの御意見に関して、何か不足や補足等ございましたらお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員 特にございません。

熊谷部会長 それでは、56円の引上げ、ということになろうかと思えます。
本日はこれ以上の進展はなかなか難しいと思われますので、ここで終了とさせていただきたいと思えます。

労使それぞれのお立場はあるかと思えますけれども、当専門部会は、労使それぞれの歩み寄りによって妥当な結論を出すということが使命となっております。

それぞれ、本日の審議過程を踏まえ、再度御検討を頂き、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

熊谷部会長 議題（４）その他について、事務局から何か連絡事項等ございますでしょうか。

賃金室長 事務局としましては、第2回 10月10日（木）9時から、第2回で結審しない場合には、第3回 10月21日（月）9時からの開催を予定しております。

熊谷部会長 事務局から説明ございましたとおり、次回、第2回専門部会を10月10日（木）午前9時より、この会議室で開催したいと思います。

それでは、以上で本日の審議を終了します。

閉 会